

乳及び乳製品に使用する器具又は容器包装の規格基準の見直しについて (乳等省令及び告示370号の改正)

告示370号改正案の主な内容

- 殺菌されている乳酸菌飲料を販売するカップ販売式自動販売機について、用途別規格に追加する。
- クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装について、用途別規格に追加する。(清涼飲料水の容器包装の用途別規格を参考。内容物に直接接触する部分に使用できる合成樹脂は、告示370号で個別規格が設定された合成樹脂(13種)の範囲とする。)

乳等省令改正案の主な内容

- 殺菌されている乳酸菌飲料を販売するカップ販売式自動販売機の規格を削除する。
- クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準を削除する。
- 乳及び調製粉乳の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準について、
 - 有害試薬を用いた試験法等を見直す。
 - 使用できる合成樹脂は、告示370号で個別規格が設定された合成樹脂(13種)の範囲とする。(内容物に直接接触する部分に使用できる合成樹脂は、現在の規定どおり。)
 - 内容物に直接接触する部分に使用できる添加剤の規格を見直す。
 - 試験法や試薬・試液等について、新たに項を設けてまとめて記述する。